

2014 年 7 月 14 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 339 号 ）

国家税務総局、 自由貿易試験区で税務手続を簡素化 オンライン化措置 10 項目の実現図る

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家税務総局は、2014 年 6 月 25 日付で『中国（上海）自由貿易試験区における税収サービス革新の支持に関する通達』（税総函[2014]298 号、以下『通達』という）を公布しました。中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）において税務手続の簡素化を推進する方針を明らかにし、上海市国家税務局・地方税務局に 10 項目のオンライン化措置を実現するよう求めています。

【図表】『通達』が求める税務手続のオンライン化措置 10 項目

オンライン自動コード付与	工商登記情報等をもとに税務登記コードを自動生成、新設企業による窓口での税務登記申請が不要に（企業はオンラインで登記状況を確認）
オンライン自主税務手続	オンライン税務手続機能を拡張（発票の確認管理、発票の受領・使用、普通発票の使用済検査、証明書の発行、赤字発票の通知など）
電子発票（領収書）の オンライン応用	電子商取引企業による電子発票の発行対象を個人から企業に拡大、金融・保険業の電子発票も積極的に研究
オンライン区域ワンストップ手続	上海自由貿易区の各区域を跨ぐワンストップの税務手続の実現
オンライン直接認定	増値税一般納税者の認定をオンライン化、新設企業の補導期間を廃止
非居住者税収オンライン管理	自由貿易口座を開設して投資等を展開する非居住者企業の税務手続について、委託管理者（銀行等）が基本情報を申告し、主管税務機関が集中的な税務サービスを提供するモデルを採用
オンライン四半期申告	増値税の徴収即還付措置を受けている洋山保税港区企業（国内貨物運輸サービス、倉庫サービス、積降運搬サービス提供者）による申告を、これまでの月ごとから四半期ごとに変更
オンライン届出	税制優遇政策の審査・批准について「先に（オンラインで）届出（して優遇政策を享受）、後に（税務機関が）確認」の措置を適用
納税信用オンライン評価	納税信用評価のオンラインシステムを構築、評価が A 級の納税者に奨励措置
オンラインサービスの革新	オンラインを駆使した納税者ニーズの情報収集、企業に対する税務情報のプッシュ通知、税務手続進捗状況の検索サービスなど

（『通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

『通達』は「税収のオンライン・ワンストップ手続、便利・優良・高効率」の税務手続制度の構築を目指しており、10 項目の改革措置の試行は上海自由貿易区の「複製可能、普及可能」という政策方針に沿って将来的に全国展開することを前提としています。特に「オンライン自動コード付与」が実現すれば、企業が設立登記後に税務局の窓口で行う税務登記申請が不要となり、税務手続のあり方が大きく変わることになります。

＊

『通達』の詳細については、3 ページからの日本語仮訳および 6 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

国家税務総局
税総函[2014]298 号

中国（上海）自由貿易試験区における税収サービス革新の支持に関する通達

上海市国家税務局、地方税務局：

党中央、国務院の政策配置を真剣に具体化し、党の第 18 期第 3 回中央委員会全体会議における『改革の全面的な深化における若干の重大問題に関する決定』および国務院が印刷・配布した『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』の要求を深く貫徹し、政府の職能転換を加速し、税収の現代化建設を推進し、中国（上海）自由貿易試験区（以下「自由貿易試験区」という）に着実に奉仕するため、国家税務総局は検討して自由貿易試験区における税収サービス革新の主題を「税収のオンライン・ワンストップ手続、便利・優良・高効率」（以下「オンライン・ワンストップ税務手続」という）とすることを決定した。貴局は、自由貿易試験区で以下の 10 項目の措置を具体化すること。

- 1、 オンライン自動コード付与。現有の税務登記方式を転換し、全国の範囲内で率先して税務登記オンライン自動コード付与管理を試行する。元の納税者が行う税務登記申請を、税務機関が工商管理、品質技術監督の提供する企業情報に基づき、システムにより自動的に税務登記コードを付与することへと転換し、納税者が税務機関を往復して税務開業登記を申請する負担を軽減し、税務登記手続を迅速化し、税収の現代サービス水準を向上させる。自由貿易試験区税務登記検索プラットフォームを構築し、納税者はオンラインで自主的に税務登記情報を検索することができる。
- 2、 オンライン自主税務手続。全市の「オンライン税務手続サービス窓口」を統一推進する基礎の上に、先行実施し、オンライン税務手続機能を拡張および完備化し、オンラインでの発票の確認管理、発票の受領・使用、普通発票の使用済検査、納税関連事項の証明書発行、赤字発票通知書、電子申告取消等の項目のオンライン手続を推し進め、通常の納税手続項目のオンライン応用で年内の全面的なカバーに努力し、納税者のために「便利で高効率、外出不要」の納税手続サービス体験を提供する。オンラインにおける部門間共同受理および情報共有を強化し、科学技術委員会、工商管理、品質技術監督、銀行等の部門と「一括受理、並行審査・批准」を実行し、研究開発費の加重控除、非貿易項目の対外外貨支払等の事項の利便化を共同推進し、企業による複数部門間の往復・奔走を回避する。
- 3、 電子発票のオンライン応用。自由貿易試験区内の電子商取引企業による電子発票オンライン応用の推進を加速し、電子商取引業界の発展を支持する。金融・保険業界の特徴に対して、金融・保険業電子発票の応用を積極的に研究し、電子商取引の取引時間を節約し、企業の運営コストを減少させ、消費者の権益を保護する。

- 4、 オンライン区域ワンストップ手続。自由貿易試験区の地域が広く、企業の往復時間が長く、納税手続コストが高い等の現状について、「1+4 自由貿易税務手続直通車」（税務手続窓口および出張窓口）の基礎の上に、企業のためにすべての税収業務事項のオンライン区域ワンストップ手続サービスを提供する。
- 5、 オンライン直接認定。新規設立企業に対する補導期間を取り消し、オンライン増値税一般納税者の直接認定を推し進める。リスク管理・コントロールの面において、事中における規定違反納税者の補導期間管理への組入業務を強化する。
- 6、 非居住者の税収オンライン管理。銀行等の口座委託管理側の主管税務機関の権限を明確化し、銀行等の業務委託側に自由貿易口座を開設して投資等の総合業務を展開する非居住者企業および個人に対し、委託管理側による情報報告義務の履行、委託管理側の主管税務機関による納税関連サービスの集中提供を試行する。非居住者税収管理システムを開発し、全市統一の非居住者オンライン税務登記を実行し、非居住者の契約オンライン届出、オンライン申告、オンライン引落しを実現する。
- 7、 オンライン四半期申告。洋山保税港区における国内貨物運輸サービス、倉庫サービスおよび積降運搬サービスの提供で徴収即還付増値税政策を享受している納税者に対し、元の月ごとの申告から四半期ごとのオンライン申告かつオンライン徴収即還付の実行へと転換し、当該類別企業の資金繰りを利便化および業界支援の程度を強化し、自由貿易試験区の発展と国際航運センター建設の協調推進を促進するために助力を提供する。
- 8、 オンライン届出。行政審査・批准制度改革を加速させ、行政審査・批准リスト内の通常の納税関連事項に対してオンライン「先に届出、後に確認」を実行し、納税者は現有の政策規定に基づき税務機関にオンライン届出（備忘）した後、先に関連政策を享受し、税務機関は事後の確認および監督管理を行う。
- 9、 納税信用オンライン評価。信用情報プラットフォームを通じて、納税信用情報を収集、処理、評価し、納税信用評価結果のオンライン自己検索を提供する。評価結果に基づき、分類サービスおよび管理を実施し、A 級納税者に対して主体的な公開、発票使用量の緩和等の奨励措置を与え、D 級納税者に対して税務懲戒の程度を強化すると同時に、納税信用評価結果を関連部門に通報し、社会信用体系の建設を促進する。
- 10、 オンラインサービスの革新。オンラインの情報収集は、税務・企業交流プラットフォーム、オンラインネットワーク・オンライン調査アンケート等の機能を通じて、納税者の需要に対して分類収集を行う。オンラインの情報プッシュ通知は、納税者の需要に基づき適切な形でカスタマイズさ

れた政策のプッシュ通知、リスク提示リマインド等の能動的なプッシュ通知サービスを提供する。
オンラインの情報検索は、オンライン納税関連事項手続の進捗等の情報検索サービスを提供する。

国家税務総局

2014 年 6 月 25 日

（中国語原文）

国家税务总局
税总函〔2014〕298号
关于支持中国（上海）自由贸易试验区创新税收服务的通知

上海市国家税务局、地方税务局：

为了认真落实党中央、国务院部署，深入贯彻党的十八届三中全会《中共中央关于全面深化改革若干重大问题的决定》和国务院印发的《中国（上海）自由贸易试验区总体方案》要求，加快政府职能转变，推进税收现代化建设，切实服务好中国（上海）自由贸易试验区（以下简称自贸试验区），国家税务总局研究决定，自贸试验区创新税收服务的主题是“税收一网通办、便捷优质高效”（简称“办税一网通”），请你局在自贸试验区内落实好以下十项措施：

- 一、 网上自动赋码。转变现有税务登记方式，在全国范围内率先试行税务登记网上自动赋码管理。由原先纳税人发起税务登记申请转变为税务机关根据工商、质监提供的企业信息，由系统自动赋予税务登记号码，减轻纳税人往返税务机关申请税务开业登记负担，提速税务登记办理，提高税收现代化服务水平。建立自贸试验区税务登记查询平台，纳税人可以网上自主查询税务登记信息。
- 二、 网上自主办税。在全市“网上办税服务厅”统一推进的基础上，先行先试，拓展和完善网上办税功能，推行网上发票核定管理、发票领用、普通发票验旧、涉税事项证明开具、红字发票通知单、电子申报撤销等项目的网上办理，力争年内常用办税项目的网上应用全覆盖，为纳税人提供“便捷高效、足不出户”的办税服务体验。加强网上跨部门联合受理和信息共享，与科委、工商、质检、银行等部门实行“一口受理、并联审批”，联合推进研发费加计扣除、非贸付汇等事项便利化，避免企业多部门间往返奔波。
- 三、 电子发票网上应用。加快推进自贸试验区内电商企业电子发票网上应用，支持电子商务行业发展；针对金融保险行业特点，积极研究金融保险业电子发票应用，节省电子商务交易时间，减少企业运营成本，维护消费者权益。
- 四、 网上区域通办。针对自贸试验区地域宽广、企业往返时间长、办税成本高等现状，在“1+4 自贸办税直通车”（办税大厅和延伸点）的基础上，为企业提供所有税收业务事项的网上区域通办服务。
- 五、 网上直接认定。对新办企业取消辅导期，推行网上增值税一般纳税人直接认定。在风险管控方面，加强事中违纪纳税人纳入辅导期管理工作。
- 六、 非居民税收网上管理。明确银行等账户托管方主管税务机关权限，对在银行等托管方设立自由贸易账户开展投资等综合业务的非居民企业和个人，试行由托管方履行信息报告义务，由托管方主管税

务机关集中提供相关涉税服务。开发非居民税收管理系统，实行全市统一的非居民网上税务登记，实现非居民合同网上备案、网上申报、网上扣款。

- 七、 网上按季申报。对洋山保税港区享受提供国内货物运输服务、仓储服务和装卸搬运服务即征即退增值税政策的纳税人，由原来的按月申报转变为按季网上申报并实行网上即征即退，便于该类企业资金周转和加大行业扶持力度，为促进自贸试验区发展与国际航运中心建设协调推进提供助力。
- 八、 网上备案。加快行政审批制度改革，对行政审批清单内常用涉税事项实行网上“先备后核”，纳税人根据现有政策规定向税务机关网上备案（备忘）后先行享受相关政策，税务机关进行事后核实和监管。
- 九、 纳税信用网上评价。通过信用信息平台，采集、处理、评价纳税信用信息，提供纳税信用评价结果网上自我查询。根据评价结果，实施分类服务和管理，对 A 级纳税人给予主动公开、放宽用票量等激励措施，对 D 级纳税人加大税务惩戒力度的同时，将纳税信用评价结果通报相关部门，促进社会诚信体系建设。
- 十、 创新网上服务。网上信息收集，通过税企互动平台、网上在线、网上调查问卷等功能，对纳税人需求进行分类采集；网上信息推送，根据纳税人需求有针对性地提供个性化政策推送、风险提示提醒等主动推送服务；网上信息查询，提供网上涉税事项办理进度等信息查询服务。

国家税务总局
2014 年 6 月 25 日